

宮崎情報ハイウェイ21光ファイバ心線貸付要領

平成24年4月1日
総合政策部情報政策課

(目的)

第1条 この要領は、宮崎県（以下「県」という。）が所有する光ファイバ心線（以下「心線」という。）の宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第172条の規定による貸付に関し、宮崎情報ハイウェイ21運営要綱（平成14年8月21日情報政策課定め。以下「要綱」という。）第6条第2号に基づき策定するものであり、要綱に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(借受の申込)

第2条 心線の借り受けを希望する者（以下「借受希望者」という。）は、光ファイバ心線の借受申込書（様式第1号）及び役員等一覧（様式第2号）を県に提出しなければならない。なお、借受希望者が公共団体その他公共的団体である場合は、役員等一覧の提出は不要とする。

(貸付の決定等)

第3条 県は、要綱及びこの要領の規定に反しないと判断した場合には、貸付を決定し、貸付を決定した者（以下「借受者」という。）と心線の賃貸借契約を締結することとする。

2 貸付を認めない場合は、その旨を申込者に通知する。

(貸付単位)

第4条 心線の貸付単位は2心とし、貸付区間は、別表1に定める貸付区間ごととする。
ただし、知事が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(賃貸借期間)

第5条 賃貸借期間は、契約締結の日から当該締結日以降の最初の3月31日までとする。ただし、借受者と契約期間満了の6か月前までに、更新しない旨を書面により合意した場合を除き、更に1年間同一条件で契約を継続するものとし、以後同様とする。

2 契約締結の日から10年経過後は、県は6か月前までに借受者に通告すれば、借受者の同意なく更新を拒否することができる。

3 県は、借受者に貸し付けた心線（以下「貸付心線」という。）について、この契約に別段の定めがない限り、借受者の同意なしに一方的に使用を中断又は契約を終了することはできない。

(接続工事等及びその費用)

第6条 借受者は、貸付心線の使用に関し必要となるクロージャ等への接続工事については、県の立会いのもと行うものとし、接続工事に要する費用並びに中継装置、伝送機器及びクロージャ等の設置に要する費用は借受者の負担とする。

2 借受者は、県が指定するクロージャで貸付心線の分岐を行うものとする。

3 借受者は、県が指定するクロージャから分岐した貸付心線と接続するため、原則として借受者のクロージャを設置するものとする。

(使用開始日)

第7条 借受者は、接続工事完了後、速やかに、書面により、県に貸付心線の使用を開始する日（以下「使用開始日」という。）を報告する。

(賃貸借料等)

第8条 貸付心線の賃貸借料（以下「賃貸借料」という。）は、別表2のとおりとする。
なお、別表3に該当する場合には、賃貸借料を減免することができる。

2 前項の賃貸借料は、第5条第1項の規定にかかわらず、県と借受者との協議により、見直すことができるものとする。

3 借受者は、県の発行する納入通知書により、原則としてその会計年度の4月30日までに賃貸借料を納付することとする。ただし、契約の締結が会計年度の途中になされた場合は、使用開始日から起算して15日以内に賃貸借料を納付することとする。

4 年度の途中において、借受者が貸付心線の使用を開始し又は終了する場合は、月割をもって算定し、1月に満たない期間にあっては日割により算定した賃貸料を納付することとする。（うるう年に係る1年の日数は、365日とする。また、1月は30日として日割計算を行う。）

(譲渡等の禁止)

第9条 県は、借受者から書面による事前の承諾を得た場合を除き、貸付心線を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

2 借受者は、県から書面による事前の承諾を得た場合を除き、貸付心線の賃貸借の権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(実績報告書の提出)

第10条 借受者は、貸付心線を使用した年度の実績報告書を翌年度の4月10日までに県に提出しなければならない。

(使用の一時中止等)

第11条 次の各号に該当する場合には、県は、貸付心線の使用を一時中止することができる。

(1) 天災地変その他不可抗力により使用できなくなった場合

(2) 道路工事等により貸付心線を移転する場合

(3) その他やむを得ない場合

2 前項に掲げる場合において、県が貸付心線の使用を一時中止するときは、県は、あらかじめ借受者にその旨を通知するものとする。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

3 借受者は、自己の都合により使用を一時中止する場合には、あらかじめ県にその旨を届けなければならない。

(障害時の復旧)

- 第12条 借受者の責めに帰さない事由により、貸付心線の障害又は滅失等が発生した場合、県は、自らの負担で速やかにその復旧に努めるものとする。ただし、障害等の復旧が困難な場合、県は、速やかに借受者とその対応について協議するものとする。
- 2 県及び借受者は、貸付心線に障害が発生したことを確知した場合は、速やかに相手方に連絡するものとする。
- 3 第1項の復旧に関して、借受者は県に全面的に協力するものとする。
- 4 県は、双方の責めに帰さない事由により貸付心線が使用できない状態が発生し、その復旧の見込みがなく使用の継続が困難と判断される場合、貸付心線の使用を終了させることができる。

(管理義務等)

- 第13条 借受者は、善良な管理者の注意をもって貸付心線を使用するものとする。その他貸付心線の使用に当たって、県が指示を行った場合には、借受者は、その指示に従うものとする。

(守秘義務)

- 第14条 県及び借受者は、契約の履行に当たって知り得た相手方の秘密を他人に漏らしてはならない。ただし、法令上必要とされているとき又は相手方の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

(契約の解除)

- 第15条 県は、借受者が次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく書面による通知をもって契約を解除することができる。
- (1) 正当な理由がないにもかかわらず、借受者が契約を履行せず、催告を受けてもなお履行しないとき、その他契約の円滑な履行が困難になったと認められるとき。
- (2) 借受者が法令に違反し又は監督官庁から営業の取消し等の処分を受けたとき。
- (3) 借受者が破産手続、民事再生手続、会社更生手続の開始、会社整理の申立てを受け、又はこれらの申立てを自ら行ったとき。
- 2 県は、平成14年8月から10年を経過した後において、ハイウェイ21の運営が困難になった場合には、第5条第2項及び第3項の規定にかかわらず、書面による催告を通知した日から6か月以上の期間において本契約を解除することができる。

(損害賠償等)

- 第16条 借受者は、契約に定める義務を履行しないために県に損害を与えた場合、又はその責めに帰すべき事由によって貸付心線の全部若しくは一部を滅失若しくは毀損した場合は、その損害を賠償しなければならない。
- 2 契約の定めにより、使用の一時中止又は契約の解除がなされた場合、その事由、名目等の如何にかかわらず、営業補償費、移転料、立退料その他これに類するものについては、県は一切負担しない。
- 3 借受者は、貸付心線の使用に起因して、第三者との間で紛争を生じた場合は、自己の費用と責任において解決するものとし、県は賠償の責任を負わない。

4 前条の規定に基づき本契約が解除された場合、借受者は、借受者が貸付心線に投じた有益費その他の費用については、県に請求しない。

(費用の負担)

第17条 契約の締結及び履行に関し必要な費用は、借受者の負担とする。

(補足)

第18条 この要領の施行に関し必要な事項は、情報政策課長が定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成24年3月31日までに光ファイバ心線貸付要綱(平成24年3月31日廃止。以下「旧貸付要綱」という。)に基づき提出された借受申請書又は貸し付ける決定は、この要領に基づく借受申請書又は貸し付ける決定とみなす。
- 3 旧貸付要綱に基づき、ネットワークオペレーションセンタ(以下「旧NOC」という。)に接続して使用している場合で、引き続き要綱第3条第2号に定めるNOCに接続して使用する場合にあっては、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの当該心線に係る賃貸借料の計算方法は、次のとおりとする。

(1) 平成24年5月6日までの使用

延岡市方面の心線 旧NOCから宮崎市神宮東町までの区間の延長は5,830mとし、それ以外の区間は別表1に規定する延長とする。

都城市方面の心線 旧NOCから宮崎市大工町までの延長は4,698mとし、それ以外の区間は別表1に規定する延長とする。

日南市方面の心線 旧NOCから宮崎市中村町までの延長は1,739mとし、それ以外の区間は別表1に規定する延長とする。

(2) 平成24年5月7日からの使用

各心線の延長は区間ごとに別表第1に規定する延長とする。

- 4 平成24年3月31日以前から継続する契約及び平成24年4月1日以降に締結する契約で24年5月15日までに使用開始するものにあつては、平成25年3月31日までの使用に係る賃貸借料の納入期限は、第8条第3項の規定に関わらず、平成24年5月31日とする。

附 則

この要領は、平成25年10月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年2月5日から施行する。

別表1（第4条関係）

貸付区間（始点～終点）	延長（m）
（延岡市方面）	
九州電力(株)宮崎支社～宮崎市神宮東町	4,130
宮崎市神宮東町～佐土原町	10,815
佐土原町～新富町	6,129
新富町～高鍋町	8,369
高鍋町～川南町	8,638
川南町～都農町	7,899
都農町～日向市原町	22,839
日向市原町～門川町	6,445
門川町～延岡市平原町	10,680
延岡市平原町～延岡市昭和町	4,100
（都城市方面）	
九州電力(株)宮崎支社～宮崎市大工町	2,898
宮崎市大工町～高岡町	10,068
高岡町～高城町	34,736
高城町～都城市都北町	5,240
都城市都北町～都城市川東	2,307
（日南市方面）	
県庁前クロージャ～宮崎市中村町	1,639
宮崎市中村町～宮崎市南町	2,260
宮崎市南町～日南市平山	47,181
日南市平山～日南市園田	970

（注）要綱第3条第2号に定めるネットワークオペレーションセンタに接続を行う場合、貸付区間の始点は、上記区分に応じて九州電力(株)宮崎支社又は県庁前クロージャとする。

別表2（第8条第1項関係）

賃貸借料	備 考
1心・10mにつき年額 27.4円 （ただし平成24年3月 31日以前から継続して いる契約については平成 24年4月1日から平成 26年3月31日までは 年額16円）	貸付心線の延長に10m未満の端数が生じる場合は、 10mとして計算する。 料金に1円未満の端数が生じる場合は端数を切り捨てる。 賃貸借料の期間の算定は、使用開始日から起算する。

別表3（第8条第1項関係）

区 分	減免率
1 行政にサービスを提供するためもしくは行政施策への協力のために使用する場合	10/10以内
2 学術・教育の振興のために使用する場合	
3 その他、県が特に必要と認めるものの場合	

様式第 1 号

光ファイバ心線の借受申込書

平成 年 月 日

光ファイバ心線の借受を申込みます。

申 込 者 名 (団体の場合は代表者名)	
団 体 名	
所 在 地	
担 当 者	部署名： 役職名： 氏 名： TEL： FAX： E-mail：
事業者の種類	<input type="radio"/> 電気通信事業者 <input type="radio"/> その他
希望する心線数 ・ 区間 (区間については、 函面を添付してください。)	
希望する心線数 の積算根拠	
使用目的 ※該当項目に○	(1) 県及び県内市町村の業務 (2) 行政へのサービスの提供、もしくは行政施策への協力 (3) 地域間の情報通信格差の是正 (4) 学術・教育の振興等、公共・社会サービスの充実 (5) その他、県が特に必要と認めるもの第 1 号 ※ 宮崎情報ハイウェイ 2 1 運営要綱第 4 条
心線の使用内容	

※ 必要に応じ、別途資料や函面等を添付してください。

様式第 2 号

役員等一覧

団体名：

役職名	ふりがな 氏名	性別	住所 (都道府県名のみ)	生年月日
		男・女		明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女		明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女		明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女		明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女		明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女		明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女		明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女		明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女		明治・大正・昭和・平成 年 月 日

(注) 法人の場合は、役員全員及び支店又は営業所を代表する方で役員以外の方について記載し、法人格を有しない団体の場合は、代表者及び役員等として活動している者について記載してください。

貸貸借料減免申請書

宮崎県総合政策部情報政策課長 殿

所在地
申請者 団体名
代表者 職・氏名

宮崎情報ハイウェイ21光ファイバ心線貸付要領第8条の規定に基づき、下記のとおり貸貸借料の減免を申請します。

記

1 契約日 平成 年 月 日

2 心線数量 心

3 使用区間 始点 終点

4 使用目的 (該当するものに○)
(1) 県及び県内市町村の業務
(2) 行政へのサービスの提供、もしくは行政施策への協力
(3) 地域間の情報通信格差の是正
(4) 学術・教育の振興等、公共・社会サービスの充実
(5) その他、県が特に必要と認めるもの

※ 宮崎情報ハイウェイ21運営要綱第4条

5 減免要件 (該当するものに○)
(1) 行政にサービスを提供するためもしくは行政施策への協力のための使用
(2) 学術・教育の振興のための使用
(3) その他、県が特に必要と認めるもの

6 申請理由

光ファイバ心線賃貸借契約書（ひながた）

宮崎県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、光ファイバ心線の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、乙に末尾記載の物件（以下「物件」という。）を賃貸し、乙はこれを賃借するものとする。

2 乙は、物件を（心）の用途に使用するものとする。

（賃貸借期間）

第2条 物件の賃貸借の期間（以下「賃貸借期間」という。）は、この契約の締結の日から平成 年 3 月 3 1 日までとする。ただし、契約期間満了の6か月前までに、更新しない旨を書面により合意した場合を除き、更に1年間同一条件でこの契約を継続するものとし、以後同様とする。

2 この契約の締結の日から10年を経過した後は、甲は6か月前までに乙に通告すれば、乙の同意なく更新を拒否することができる。

3 甲は、乙の物件の使用について、この契約に別段の定めがない限り、乙の書面による同意なしに一方的に中断又は終了することはできない。

（接続工事等及びその費用）

第3条 乙は、物件の使用に関し必要となるクロージャ等への接続工事については、甲の立会いのもと行うものとし、接続工事に要する費用並びに中継装置、伝送機器及びクロージャ等の設置に要する費用は乙の負担とする。

2 乙は、甲が指定するクロージャで物件の分岐を行うものとする。

3 乙は、甲が指定するクロージャから分岐した物件と接続するため、原則として乙のクロージャを設置するものとする。

（使用開始日）

第4条 乙は、接続工事完了後、速やかに、書面により、甲に物件の使用を開始する日（以下「使用開始日」という。）を報告する。

（賃貸借料等）

第5条 物件の賃貸借料（以下「賃貸借料」という。）は、年額金 ， 円（消費税及び地方消費税額を含む。）とする。

2 前項の賃貸借料は、第2条の規定にかかわらず、甲乙協議の上、見直すことができるものとする。

3 乙は、甲の発行する納入通知書により、原則としてその会計年度の4月30日までに賃貸借料を納付することとする。ただし、この契約の締結が会計年度の途中になされた場合は、使用開始日から起算して15日以内に賃貸借料を納付することとする。

4 年度の途中において、乙が物件の使用を開始し又は終了する場合は、月割をもって算定し、1月に満たない期間にあっては日割により算定（うるう年に係る1年の日数は、365日とする。また、1月は30日として日割計算を行う。）した賃貸料を納付することとする。

（譲渡等の禁止）

第6条 甲は、乙から書面による事前の承諾を得た場合を除き、物件を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

2 乙は、甲から書面による事前の承諾を得た場合を除き、物件の賃貸借の権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(実績報告書の提出)

第7条 乙は、物件を使用した年度の実績報告書を翌年度の4月10日までに甲に提出しなければならない。

(使用の一時中止等)

第8条 次の各号に該当する場合には、甲は、物件の使用を一時中止することができる。

- (1) 天災地変その他不可抗力によりやむを得ない場合
- (2) 道路工事等により物件を移転する場合
- (3) その他やむを得ない場合

2 前項に掲げる場合において、甲が物件の使用を一時中止するときは、甲は、乙にその旨を通知するものとする。

3 乙は、自己の都合により使用を一時中止する場合には、あらかじめ甲にその旨を届けなければならない。

(障害時の復旧)

第9条 乙の責めに帰さない事由により、物件の障害又は滅失等の損害が発生した場合、甲は、自らの負担で速やかにその復旧に努めるものとする。ただし、障害等の復旧が困難な場合、甲は、速やかに乙とその対応について協議するものとする

2 甲及び乙は、物件に障害が発生したことを確知した場合は、速やかに相手方に連絡するものとし、乙は、甲に対して必要な措置を講じるよう求めることができるものとする。

3 第1項の復旧に関して、乙は甲に全面的に協力するものとする。

4 甲は、双方の責めに帰さない事由により物件が使用できない状態が発生し、その復旧の見込みがなく使用の継続が困難と判断される場合、物件の使用を終了させることができる。

(管理義務等)

第10条 乙は、善良な管理者の注意をもって物件を使用するものとする。その他物件の使用に当たって、甲が指示を行った場合には、乙は、その指示に従うものとする。

(守秘義務)

第11条 甲及び乙は、この契約の履行に当たって知り得た相手方の秘密を他人に漏らしてはならない。ただし、法令上必要とされているとき又は相手方の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく書面による通知をもってこの契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由がないにもかかわらず、乙がこの契約を履行せず、催告を受けてもなお履行しないとき、その他この契約の円滑な履行が困難になったと認められるとき。
- (2) 乙が監督官庁から営業の取消し又は停止を命じられたとき。
- (3) 乙が破産手続、民事再生手続、会社更生手続の開始、会社整理の申立てを受け、又はこれらの申立てを自ら行ったとき。

2 甲は、平成14年8月から10年を経過した後において、宮崎情報ハイウェイ21の運営が困難になった場合には、第2条の規定にかかわらず、書面による催告を通知した日から6か月以上の期間において本契約を解除することができる。

(損害賠償等)

第13条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えた場合、又はその責めに帰すべき事由によって物件の全部若しくは一部を滅失若しくは毀損した場合は、その損害を賠償しなければならない。

2 この契約の定めにより、使用の一時中止又は契約の解除がなされた場合、その事由、名目等の如何にかかわらず、営業補償費、移転料、立退料その他これに類するものについては、甲は一切負担しない。

3 乙は、物件の使用に起因して、第三者との間で紛争を生じた場合は、自己の費用と責任において解決するものとし、甲は賠償の責任を負わない。

4 前条の規定に基づき本契約が解除された場合、乙は、乙が物件に投じた有益費その他の費用については、甲に請求しない。

(費用の負担)

第14条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(協議)

第15条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するために、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 宮 崎 県
宮崎県知事 ○○ ○○

乙 宮崎県○○市○○番地
○○○○株式会社
代表取締役 ○○ ○○

物 件

	始 点	終 点	心 線 数
甲が所有する国道10号及び220号の 情報ボックス内における光ファイバ 心線のうち、右の区間	<p>県庁前クロージャ ー（電柱番号57 7ア822） ただし、接続地点 は宮崎中央IDC とする。</p> <p>九州電力(株)宮崎支 社（宮崎市橘通西 4丁目） ただし、接続地点 は宮崎中央IDC とする。</p>	<p>〇〇〇〇 (ハンドホール NO.)</p>	心